

2024年5月24日

各位

会社名 SFPホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 佐藤 誠
 (コード番号: 3198 東証プライム)
 問合せ先 常務取締役 坂本 聡
 (TEL. 03-5491-5869)

譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下の通り、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2024年6月19日
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 12,100株
(3) 処分価額	1株につき2,052円
(4) 処分総額	24,829,200円
(5) 割当予定先	当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。） 1名 1,500株 当社従業員 10名 8,800株 当社子会社代表取締役 2名 1,800株

2. 処分の目的及び理由

2024年4月25日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」のとおり、当社は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを、2024年4月25日の取締役会で決議しております。また、2024年5月24日開催の第14回定時株主総会において、本制度に基づき、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対する譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額10百万円以内とすること、及び対象取締役に対して発行又は処分する当社の普通株式の総数は年5,000株以内とすること、及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として、対象取締役は2年間から5年間までのうち当社取締役会が定める期間において、本制度に基づき発行又は処分を受けた普通株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないこと等につき、ご承認をいただいております。

これらを踏まえ、当社は、本日開催の取締役会の決議により、本制度の目的その他の事情を勘案

し、当社の取締役1名に対し金銭報酬債権計3,078,000円を、及び当社の一定の要件を満たす従業員10名に対し金銭債権計18,057,600円を支給することを決議し、同じく本日開催の当社子会社の取締役会において支給が決議された当社子会社の代表取締役2名（以下、総称して「対象取締役等」といいます。）に支給される当社子会社に対する金銭報酬債権計3,693,600円（以下、当社取締役に対し支給される金銭報酬債権及び当社従業員に対し支給される金銭債権と併せて「本金銭報酬債権」といいます。）の全部を対象取締役等が現物出資財産として給付することにより、対象取締役等に対し当社の普通株式12,100株（以下、「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。なお、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上及び株主の皆様との価値共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を3年間としております。

<株式割当契約の概要>

当社は、対象取締役等との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

2024年6月19日から2027年6月18日まで

対象取締役等は、上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものとします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が本譲渡制限期間中、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役等が、本譲渡制限期間が満了する前に、正当な理由により退任又は退職した場合又は死亡により退任又は退職した場合、払込期日の直前の当社の定時株主総会を含む月の翌月から、退任又は退職等した日を含む月までの月数を36で除した数に、当該時点において対象取締役等が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、譲渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日の直前の定時株主総会（対象取締役等が当社子会社の取締役の場合には、当該子会社の定時株主総会）の開催日を含む月の翌月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」といいます。）を含む月までの月数を36で除した数に、組織再編等承認日において対象取締役等が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解

除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

対象取締役等は、当社が指定する証券会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会の直前営業日（2024年5月23日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,052円としております。これは、当社取締役会の決議直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上